

## 哲学カフェ

### 第五期の予定

**1** 五月二五日

いつ大人になったのかーことも大人の境界ー

野崎康夫さん(世話人)

**2** 六月二三日

人間には、人間を超えるものが必要？必要でない？

永井良和さん(世話人)

**3** 七月二七日

人はどうして言葉話すようになったのだろう？

大江矩夫さん(世話人)

**4** 八月二四日

学校唱歌とわたしたち なつかしさとあやうさと

中西光雄さん(ゲスト)

**5** 九月二八日

「差別」からの「自由」を

中島勝住さん(ゲスト)

#### 【テーマの概要】

**2**

人間は「自然」を科学技術によって操作し快適な暮らしを手に入れました。そして、「自然」は常に操作可能なものだと思えるようになりまし。しかし、人間意図を超えるようなことがしばしば起ります。そんな時、「人間の力を超えたもの」があるのではないかと感じます。それは何でしょうか？

**3**

言葉は人間だけが使うことができる道具です。コミュニケーションをしたり考えたりすることも全て言葉によつています。当たり前のように言葉を使っているのですが、どうして言葉を使うようになったのかは分かりません。人間の生き方と言葉の関係を考えます。

**4**

老人介護施設で暮らす認知症のお年寄りが「故郷」や「春の小川」は大きな声で歌いだすといっています。小学生の記憶が歌とともに甦る。それはなつかしく胸が熱くなる瞬間です。しかし、同時に唱歌は、富国強兵の旗印のもと国民国家の建設を目論んだ時の政府の意向を、こどもたちに伝える道具でもありました。

**5**

私たちにとつて居心地の悪い自己認識、つまり、差別は私たちが起こしているのであつて、その可能性は誰もが持っているのだという地点に立つ必要があると思ひます。ありきたりですが、差別問題は「ジブンゴト」なのです。逆に言えば、だからこそ、解決の可能性も大きいとも言えるでしょう。

#### 哲学カフェ【問答連】のご紹介

【1】「哲学」について：これまでの著名な哲学者の論を学習したり吟味したりするのはなく、哲学的問題を通して他者の意見に耳を傾けること、自分の意見をもつ一度見詰めなおすことなどの一連の実践を「哲学」と呼んでいます。

【2】「問答」について：やや古めかしい言い方もしませんが、このことは対話 ダイアローグ という意味をもつています。対話が成立するためには、お互いが対等な立場にある必要があります。ですから、「問答連」は、哲学的な諸説を教える 教えられるという一方通行の場ではありません。

【3】「連」について：連は江戸時代に流行つた一種の同好の集まりです。ただそこでは常に開かれた場であることが唯一の条件になります。参加する人は何も強制されない、強制しないというのが原則です。加えて、参加する人の地位や財力などの属性は問題にされません。場合によっては名前も 匿名 などのようなものであつていいのです。

【4】必要なことは唯一誠実に話すことだけが、参加者には課せられる義務だと考えています。例えば、「ヘーゲルの弁証法においては……」などの言い方ではなく、できるだけ自分の言葉で話すことを求めています。

【4】会場と参加費について：会場は裏面の「ムレック」で原則第四土曜日の二時から四時まで開催しています。参加費は、ワンドリンク(五百円程度)をお願ひしています。



# 第一回

野崎康夫さん（世話人）

## いつ大人になったのか

### 「こどもと大人の境界」

「まだまだ子どもやね」とか「その振る舞いはさすが大人」などと日常的に言われます。けれども言われている方は、「なんで子どもやねん」とか「そんなことで大人と言われの」と疑問にも思うものです。こう考えれば、いつから大人でいつまでが子どもなのかは実のところはつきりしません。ふだん何気なく使っている「子どもという言葉もきちんと整理されてはいません。

例えば「子どもの権利条約」では、子どもの対象を一八歳までとしています。けれども政府は「児童の権利条約」という呼び方をしています。一八歳までも「児童」と呼ぶのは違和感を感じます。反対に飲酒・喫煙は二十歳までは法的には禁止されています。酒もタバコもダメな大人もすこし変です。

アフリカのある部族ではライオン狩りを一人で行うことが大人の証であるといわれています。また、武田信玄は十六歳で元服し幼名を晴信に変えたそうです。

国や地域、時代によって「おとな」と子どもの境界」は実に多様です。さて、私たちはどこで線を引けばいいのでしょうか。またその根拠はなにに求めればいいのか？

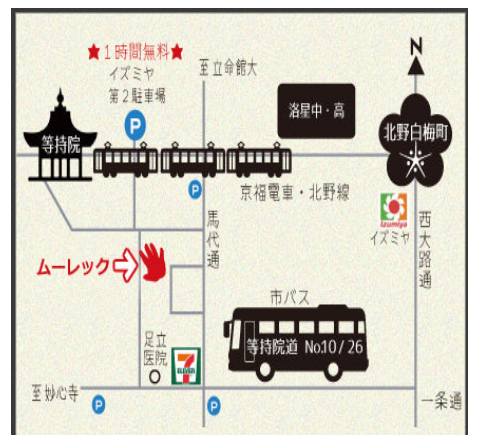


もうひとつ是非考えてみたいと思っているのは、おとなと子どもの境界の間に「大人になるために準備期間」はどのように位置づけられているのでしょうかということ。人はいきなり子どもから大人になることはできないでしょうから、大人になるために準備が必要。かつて「若者組」がそうした役割を果たしてきたのですが、今の日本においてその姿はどこを探しても見当たりません。「若者組」はどこへいったのでしょうか。あるいは何かがとって替わったのでしょうか。考えてみたいテーマです。

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校（又は特別支援学校の小学部）の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳 女満16歳（未成年者は、父母の同意を得なければならない。）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
勤労青少年福祉法	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕 ※第7次勤労青少年福祉対策基本方針（平成12年12月労働省）において、「おおむね30歳未満」としている。
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	大型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年	法律上はなし 「子どもゆめ基金」については、おおむね18歳以下の者
	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者

(参考)

児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
-------------	----	---------



J R 京都駅から 市バス（26）『等持院道』  
 市バス（205）『北野白梅町』  
 京阪三条駅から 市バス（10）『等持院道』  
 市バス（16）『北野白梅町』